

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を
改正する法律案 参照条文目次

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）	1
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）（抄）	15
○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（仮称）による改正後の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）（抄）	16
○登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）	17
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	18
○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）（抄）	18
○建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（抄）	20
○港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）（抄）	23

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）（抄）

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置

第一節 業務の範囲（第四条）

第二節 事業の許可等

第一款 一般労働者派遣事業（第五条―第十五条）

第二款 特定労働者派遣事業（第十六条―第二十二条）

第三節 補則（第二十三条―第二十五条）

第三章 派遣労働者の保護等に関する措置

第一節 労働者派遣契約（第二十六条―第二十九条の二）

第二節 派遣元事業主の講ずべき措置等（第三十条―第三十八条）

第三節 派遣先の講ずべき措置等（第三十九条―第四十三条）

第四節 労働基準法等の適用に関する特例等（第四十四条―第四十七条の二）

第四章 雑則（第四十七条の三―第五十七条）

第五章 罰則（第五十八条―第六十二条）

附則

（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一（三）（略）

四 一般労働者派遣事業 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。

五 特定労働者派遣事業 その事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。

六 紹介予定派遣 労働者派遣のうち、第五条第一項の許可を受けた者（以下「一般派遣元事業主」という。）又は第十六条第一項の規定により届出書を提出した者（以下「特定派遣元事業主」という。）が労働者派遣の役務の提供の開始前又は開始後に、当該労働

者派遣に係る派遣労働者及び当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者（以下この号において「派遣先」という。）について、職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして、職業紹介を行い、又は行うことを予定してするものをいい、当該職業紹介により、当該派遣労働者が当該派遣先に雇用される旨が、当該労働者派遣の役務の提供の終了前に当該派遣労働者と当該派遣先との間で約されるものを含むものとする。

（一般労働者派遣事業の許可）

第五条 一般労働者派遣事業を行うとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所

三 一般労働者派遣事業を行う事業所の名称及び所在地

四 第三十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所

3 前項の申請書には、一般労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、一般労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

5 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（許可の基準等）

第七条 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 （略）

二 申請者が、当該事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。

三・四 （略）

2 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（許可証）

第八条 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、一般労働者派遣事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、一般労働者派遣事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

（許可の有効期間等）

第十条 第五条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

2 前項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3～5 （略）

（変更の届出）

第十一条 一般派遣元事業主は、第五条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が一般労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

2 第五条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により一般労働者派遣事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

4 一般派遣元事業主は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

（事業の廃止）

第十三条 一般派遣元事業主は、当該一般労働者派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第五条第一項の許可は、その効力を失う。

（許可の取消し等）

第十四条 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第六条各号（第四号から第七号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。

二 この法律（第二十三条第三項、第二十三条の二及び次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法 の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

三 第九条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

四 第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項又は第二十三条の二の規定に違反したとき

2 厚生労働大臣は、一般派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該一般労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（名義貸しの禁止）

第十五条 一般派遣元事業主は、自己の名義をもつて、他人に一般労働者派遣事業を行わせてはならない。

第二款 特定労働者派遣事業

（特定労働者派遣事業の届出）

第十六条 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、第五条第二項各号に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。この場合において、同項第三号中「一般労働者派遣事業」とあるのは、「特定労働者派遣事業」とする。

2 前項の届出書には、特定労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

3 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、特定労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。

（事業開始の欠格事由）

第十七条 第六条各号のいずれかに該当する者は、新たに特定労働者派遣事業の事業所を設けて当該特定労働者派遣事業を行ってはならない。

（書類の備付け等）

第十八条 特定派遣元事業主は、第十六条第一項の届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を、特定労働者派遣事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

(変更の届出)

第十九条 特定派遣元事業主は、第十六条第一項の届出書に記載すべき事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が特定労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

2 第十六条第三項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

(事業の廃止)

第二十条 特定派遣元事業主は、当該特定労働者派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(事業廃止命令等)

第二十一条 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主が第六条各号(第四号から第七号までを除く。)のいずれかに該当するとき又は第四十条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項若しくは第二十三条の二の規定に違反したときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、当該特定労働者派遣事業(二以上の事業所を設けて特定労働者派遣事業を行う場合に於ては、各事業所ごとの特定労働者派遣事業。以下この項において同じ。)の開始の当時第六条第四号から第七号までのいずれかに該当するときは当該特定労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

2 厚生労働大臣は、特定派遣元事業主がこの法律(次章第四節の規定を除く。)若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該特定労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(名義貸しの禁止)

第二十二条 特定派遣元事業主は、自己の名義をもつて、他人に特定労働者派遣事業を行わせてはならない。

第三節 補則

(事業報告等)

第二十三条 一般派遣元事業主及び特定派遣元事業主(以下「派遣元事業主」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

25 (略)

(職業安定法第二十條の準用)

第二十四條 職業安定法第二十條の規定は、労働者派遣事業について準用する。この場合において、同条第一項中「公共職業安定所」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第二十三條第一項に規定する派遣元事業主（以下単に「派遣元事業主」という。）と、「事業所に、求職者を紹介してはならない」とあるのは「事業所に関し、労働者派遣法第二條第一号に規定する労働者派遣（以下単に「労働者派遣」という。）（当該同盟罷業又は作業所閉鎖の行われる際に当該事業所に関し労働者派遣をしている場合にあっては、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。）をしてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは「無制限に労働者派遣がされる」と、「公共職業安定所は当該事業所に対し、求職者を紹介してはならない」とあるのは「公共職業安定所は、その旨を派遣元事業主に通報するものとし、当該通報を受けた派遣元事業主は、当該事業所に関し、労働者派遣（当該通報の際現に当該事業所に関し労働者派遣をしている場合にあっては、当該労働者派遣及びこれに相当するものを除く。）をしてはならない」と、「使用されていた労働者」とあるのは「使用されていた労働者（労働者派遣に係る労働に従事していた労働者を含む。）」と、「労働者を紹介する」とあるのは「労働者派遣をする」と読み替えるものとする。

(契約の内容等)

第二十六條 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

一 派遣労働者が従事する業務の内容

二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所

三 十（略）

2 派遣元事業主は、前項第四号に掲げる労働者派遣の期間（第四十條の二第一項第三号及び第四号に掲げる業務に係る労働者派遣の期間を除く。）については、厚生労働大臣が当該労働力の需給の適正な調整を図るため必要があると認める場合において業務の種類に依り当該労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して定める期間を超える定めをしてはならない。

3 前二項に定めるもののほか、派遣元事業主は、労働者派遣契約であつて海外派遣に係るものの締結に際しては、厚生労働省令で定めるところにより、当該海外派遣に係る役務の提供を受ける者が次に掲げる措置を講ずべき旨を定めなければならない。

一 三（略）

4 派遣元事業主は、第一項の規定により労働者派遣契約を締結するに当たつては、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、第五條第一

項の許可を受け、又は第十六条第一項の規定により届出書を提出している旨を明示しなければならない。

5 第四十条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務について派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、第一項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該業務について同条第一項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

6 派遣元事業主は、第四十条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務について新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

7 (略)

(有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等)

第三十条 派遣元事業主は、その期間を定めて雇用する派遣労働者又は派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者（相当期間にわたり期間を定めて雇用する派遣労働者であつた者その他の期間を定めないで雇用される労働者への転換を推進することが適当である者として厚生労働省令で定める者に限る。以下この条において「有期雇用派遣労働者等」という。）の希望に応じ、次の各号のいずれかの措置を講ずるように努めなければならない。

一 期間を定めないで雇用する派遣労働者として就業させることができるように就業の機会を確保し、又は派遣労働者以外の労働者として期間を定めないで雇用することができるよう雇用機会を確保するとともに、これらの機会を有期雇用派遣労働者等に提供すること。

二 当該派遣元事業主が職業安定法その他の法律の規定による許可を受けて、又は届出をして職業紹介を行うことができる場合にあっては、有期雇用派遣労働者等を紹介予定派遣の対象とし、又は紹介予定派遣に係る派遣労働者として雇い入れること。

三 前二号に掲げるもののほか、有期雇用派遣労働者等を対象とした期間を定めないで雇用される労働者への転換のための教育訓練その他の期間を定めないで雇用される労働者への転換を推進するための措置を講ずること。

(均衡を考慮した待遇の確保)

第三十条の二 派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する派遣先（当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける者をいう。第四節を除き、以下同じ。）に雇用される労働者の賃金水準との均衡を考慮しつつ、当該派遣労働者の従事する業務と同種の業務に従事する一般の労働者の賃金水準又は当該派遣労働者の職務の内容、職務の成果、意欲、能力若しくは経験等を勘案し、当該派遣労働者の賃金を決定するように配慮しなければならない。

2 (略)

(派遣労働者等の福祉の増進)

第三十条の三 前二条に規定するもののほか、派遣元事業主は、その雇用する派遣労働者又は派遣労働者として雇用しようとする労働者について、各人の希望、能力及び経験に応じた就業の機会及び教育訓練の機会の確保、労働条件の向上その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずることにより、これらの者の福祉の増進を図るように努めなければならない。

(待遇に関する事項等の説明)

第三十一条の二 派遣元事業主は、派遣労働者として雇用しようとする労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者を派遣労働者として雇用した場合における当該労働者の賃金の額の見込みその他の当該労働者の待遇に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項を説明しなければならない。

(就業条件等の明示)

第三十四条 派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- 一 当該労働者派遣をしようとする旨
- 二 第二十六条第一項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの
- 三 第四十条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務について労働者派遣をする場合にあつては、当該派遣労働者が従事する業務について派遣先が同項の規定に抵触することとなる最初の日
- 2 派遣元事業主は、派遣先から第四十条の二第五項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る業務に従事する派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務について派遣先が同条第一項の規定に抵触することとなる最初の日を明示しなければならない。

(派遣先への通知)

第三十五条 派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

- 一 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名
- 二 当該労働者派遣に係る派遣労働者が期間を定めないで雇用する労働者であるか否かの別
- 三 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第三十九条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険

法第十八条第一項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第九条第一項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの

四 その他厚生労働省令で定める事項

- 2 派遣元事業主は、前項の規定による通知をした後に同項第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を当該派遣先に通知しなければならない。

(労働者派遣の期間)

- 第三十五条の二 派遣元事業主は、派遣先が当該派遣元事業主から労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる場合には、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行つてはならない。

- 2 派遣元事業主は、前項の当該抵触することとなる最初の日の一月前の日から当該抵触することとなる最初の日の前日までの間に、厚生労働省令で定める方法により、当該抵触することとなる最初の日以降継続して労働者派遣を行わない旨を当該派遣先及び当該労働者派遣に係る派遣労働者に通知しなければならない。

(派遣元責任者)

- 第三十六条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第六条第一号から第八号までに該当しない者（未成年者を除く。）のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

- 一 第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十五条の二第二項及び次条に定める事項に関すること。

- 二 当該派遣労働者に対し、必要な助言及び指導を行うこと。

- 三 当該派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に当たること。

- 四 当該派遣労働者等の個人情報管理に関すること。

五・六 (略)

(派遣元管理台帳)

- 第三十七条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 派遣先の氏名又は名称

- 二 事業所の所在地その他派遣就業の場所

- 三 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

- 四 始業及び終業の時刻
- 五 従事する業務の種類
- 六 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 七 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 八 その他厚生労働省令で定める事項

2 (略)

(適正な派遣就業の確保等)

第四十条 派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者から当該派遣就業に関し、苦情の申出を受けたときは、当該苦情の内容を当該派遣元事業主に通知するとともに、当該派遣元事業主との密接な連携の下に、誠意をもつて、遅滞なく、当該苦情の適切かつ迅速な処理を図らなければならない。

2 前項に定めるもののほか、派遣先は、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者について、当該派遣就業が適正かつ円滑に行われるようにするため、適切な就業環境の維持、診療所、給食施設等の施設であつて現に当該派遣先に雇用される労働者が通常利用しているものの利用に関する便宜の供与等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

3 派遣先は、第三十条の二の規定による措置が適切に講じられるようにするため、派遣元事業主の求めに応じ、その指揮命令の下に労働させる派遣労働者が従事する業務と同種の業務に従事する当該派遣先に雇用される労働者に関する情報であつて当該措置に必要なものを提供する等必要な協力をするように努めなければならない。

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第四十条の二 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務(次に掲げる業務を除く。第三項において同じ。)について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。

一 次のイ又はロに該当する業務であつて、当該業務に係る労働者派遣が労働者の職業生活の全期間にわたるその能力の有効な発揮及びその雇用の安定に資すると認められる雇用慣行を損なわないと認められるものとして政令で定める業務

イ その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務

ロ その業務に従事する労働者について、就業形態、雇用形態等の特殊性により、特別の雇用管理を行う必要があると認められる業務

二 前号に掲げるもののほか、次のイ又はロに該当する業務

イ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているもの

ロ その業務が一箇月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の一箇月間の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、厚生労働大臣の定める日数以下である業務

三 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法第六十五条第一項及び第二項の規定により休業し、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二条第一号に規定する育児休業をする場合における当該労働者の業務その他これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合における当該労働者の業務

四 当該派遣先に雇用される労働者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第二号に規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として厚生労働省令で定める休業をする場合における当該労働者の業務

2 前項の派遣可能期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一 次項の規定により労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間が定められている場合 その定められている期間

二 前号に掲げる場合以外の場合 一年

3 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について、派遣元事業主から一年を超え三年以内の期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間を定めなければならない。

4 派遣先は、前項の期間を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該派遣先の事業所に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合に対し、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者に対し、当該期間を通知し、その意見を聴くものとする。

5 派遣先は、労働者派遣契約の締結後に当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る業務について第三項の期間を定め、又はこれを変更したときは、速やかに、当該労働者派遣をする派遣元事業主に対し、当該業務について第一項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

6 厚生労働大臣は、第一項第一号の政令の制定若しくは改正の立案をし、又は同項第三号若しくは第四号の厚生労働省令の制定若しくは改正をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（派遣労働者の雇用）

第四十条の三 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（前条第一項各号に掲げる業務を除く。）について派遣元事業主から継続して一年以上前条第一項の派遣可能期間以内の期間労働者派遣の役務の提供を受けた場合において、引き続き当該同一の業務に労働者を従事させるため、当該労働者派遣の役務の提供を受けた期間（以下この条において「派遣実施期間」という。）が経過した日以後労働者を雇い入れようとするときは、当該同一の業務に派遣実施期間継続して従事した派遣労働者であつて次の各号に適合するものを、遅滞なく、雇い入れるように努めなければならない。

一 派遣実施期間が経過した日までに、当該派遣先に雇用されて当該同一の業務に従事することを希望する旨を当該派遣先に申し出たこと。

二 派遣実施期間が経過した日から起算して七日以内に当該派遣元事業主との雇用関係が終了したこと。

第四十条の四 派遣先は、第三十五条の二第二項の規定による通知を受けた場合において、当該労働者派遣の役務の提供を受けたならば第四十条の二第一項の規定に抵触することとなる最初の日以降継続して第三十五条の二第二項の規定による通知を受けた派遣労働者を使用しようとするときは、当該抵触することとなる最初の日の前日までに、当該派遣労働者であつて当該派遣先に雇用されることを希望するものに対し、労働契約の申込みをしなければならない。

第四十条の五 派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務（第四十条の二第一項各号に掲げる業務に限る。）について、派遣元事業主から三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けている場合において、当該同一の業務に労働者を従事させるため、当該三年が経過した日以後労働者を雇い入れようとするときは、当該同一の派遣労働者に対し、労働契約の申込みをしなければならない。ただし、当該同一の派遣労働者について第三十五条の規定による期間を定めないで雇用する労働者である旨の通知を受けている場合は、この限りでない。

（派遣先責任者）

第四十一条 派遣先は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、派遣先責任者を選任しなければならない。

一 （略）

二 第四十条の二第五項及び次条に定める事項に関すること。

三 五 （略）

（派遣先管理台帳）

第四十二条 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣先管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 派遣元事業主の氏名又は名称

二 派遣就業をした日

三 派遣就業をした日ごとの始業し、及び終業した時刻並びに休憩した時間

- 四 従事した業務の種類
- 五 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 六 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 七 その他厚生労働省令で定める事項
- 2 派遣先は、前項の派遣先管理台帳を三年間保存しなければならない。
- 3 派遣先は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項各号（第一号を除く。）に掲げる事項を派遣元事業主に通知しなければならない。

（労働基準法の適用に関する特例）

第四十四条 （略）

2、4 （略）

5 前各項の規定による労働基準法の特例については、同法第三十八条の二第二項中「当該事業場」とあるのは「当該事業場（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）第二十三条の二に規定する派遣就業にあつては、労働者派遣法第四十四条第三項に規定する派遣元の事業の事業場）」と、同法第三十八条の三第一項中「就かせたとき」とあるのは「就かせたとき（派遣先の使用者（労働者派遣法第四十四条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する派遣先の事業の第十条に規定する使用者とみなされる者をいう。以下同じ。）が就かせたときを含む。）」と、同法第九十九条第一項、第三項及び第四項、第一百条第一項及び第三項並びに第一百四十二条の二「この法律」とあるのは「この法律及び労働者派遣法第四十四条の規定」と、同法第一百零一条第一項、第一百四十二条の二、第一百五十二条の二、第一百六条第一項及び第九十九条中「使用者」とあるのは「使用者（派遣先の使用者を含む。）」と、同法第一百零二条中「この法律違反の罪」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。）」の違反の罪（同法第四項の規定による第一百零八条、第一百九条及び第二百一十一条の罪を含む。）」と、同法第一百四十二条第一項中「この法律又はこの法律に基いて発する命令」とあるのは「この法律若しくはこの法律に基いて発する命令の規定（労働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。）」又は同法第三項の規定」と、同法第一百零六条第一項中「この法律」とあるのは「この法律（労働者派遣法第四十四条の規定を含む。以下この項において同じ。）」と、「協定並びに第三十八条の四第一項及び第五項に規定する決議」とあるのは「協定並びに第三十八条の四第一項及び第五項に規定する決議（派遣先の使用者にあつては、この法律及びこれに基づく命令の要旨）」と、同法第一百零二条中「この法律及びこの法律に基いて発する命令」とあるのは「この法律及びこの法律に基いて発する命令の規定（労働者派遣法第四十四条の規定により適用される場合を含む。）」並びに同法第三項の規定」として、これらの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

(指導及び助言等)

第四十八条 (略)

2 (略)

3 厚生労働大臣は、第二十三条第三項又は第二十三条の二の規定に違反した派遣元事業主に対し、第一項の規定による指導又は助言をした場合において、当該派遣元事業主がなお第二十三条第三項又は第二十三条の二の規定に違反したときは、当該派遣元事業主に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(改善命令等)

第四十九条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 (略)

(公表等)

第四十九条の二 厚生労働大臣は、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、第四条第三項、第二十四条の二、第四十条の二第一項、第四十条の四、第四十条の五若しくは第四十条の六第一項の規定に違反しているとき、又はこれらの規定に違反して第四十八条第一項の規定による指導若しくは助言を受けたにもかかわらずなおこれらの規定に違反するおそれがあると認めるときは、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、第四条第三項、第二十四条の二、第四十条の二第一項若しくは第四十条の六第一項の規定に違反する派遣就業を是正するために必要な措置若しくは当該派遣就業が行われることを防止するために必要な措置をとるべきこと又は第四十条の四若しくは第四十条の五の規定による労働契約の申込みをすべきことを勧告することができる。

2 厚生労働大臣は、派遣先が第四十条の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けており、かつ、当該労働者派遣の役務の提供に係る派遣労働者が当該派遣先に雇用されることを希望している場合において、当該派遣先に対し、第四十八条第一項の規定により当該派遣労働者を雇い入れるように指導又は助言をしたにもかかわらず、当該派遣先がこれに従わなかったときは、当該派遣先に対し、当該派遣労働者を雇い入れるように勧告することができる。

3 厚生労働大臣は、前二項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第二項（第十条第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類、第十六条第一項に規定する届出書又は同条第二項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第十一条第一項、第十三条第一項、第十九条第一項、第二十条若しくは第二十三条第四項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第十一条第一項若しくは第十九条第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者
- 三 第三十四条、第三十五条の二第一項、第三十六条、第三十七条、第四十一条又は第四十二条の規定に違反した者
- 四 第三十五条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者
- 五 第五十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第五十一条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

○ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）（抄）

（略）

第二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十八条中「第三十一条」の下に「及び第四十条の六第一項第四号」を加える。

第三十五条の四中「第四十条の六第一項」を「第四十条の九第一項」に改める。

第四十条の六を第四十条の九とし、第四十条の五の次に次の三条を加える。

第四十条の六 労働者派遣の役務の提供を受ける者（国（特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）及び地方公共団体（特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）を含む。次条において同じ。）の機関を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当する行為を行つた場合には、その時点において、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、その時点における当該派遣労働者に係る労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす。ただし、労働者派遣の役務の提供を受ける者が、その行つた行為が次の各号のいずれかの行為に該当することを知らず、かつ、知らなかつたことにつき過失がなかつたときは、この限りでない。

- 一 第四条第三項の規定に違反して派遣労働者を同条第一項各号のいずれかに該当する業務に従事させること。

- 二 第二十四条の二の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。
- 三 第四十条の二第一項の規定に違反して労働者派遣の役務の提供を受けること。
- 四 この法律又は次節の規定により適用される法律の規定の適用を免れる目的で、請負その他労働者派遣以外の名目で契約を締結し、第二十六条第一項各号に掲げる事項を定めずに労働者派遣の役務の提供を受けること。
- 2 前項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者は、当該労働契約の申込みに係る同項に規定する行為が終了した日から一年を経過する日までの間は、当該申込みを撤回することができない。
- 3 第一項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた労働者派遣の役務の提供を受ける者が、当該申込みに対して前項に規定する期間内に承諾する旨又は承諾しない旨の意思表示を受けなかったときは、当該申込みは、その効力を失う。
- 4 第一項の規定により申し込まれたものとみなされた労働契約に係る派遣労働者に係る労働者派遣をする事業主は、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者から求めがあつた場合においては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、速やかに、同項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされた時点における当該派遣労働者に係る労働条件の内容を通知しなければならない。

(略)

○ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案（仮称）による改正後の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

第三十条の二十五 （略）

- 2 都道府県は、前項各号に掲げる事務のほか、医師について職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第三十三条の四第一項の規定による届出をして無料の職業紹介事業を行うこと（次項の規定により委託する場合にあつては、同法第三十三条第一項の許可を受けて無料の職業紹介事業を行うこと）又は医業について労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項の許可を受けて若しくは同法第十六条第一項の規定により届出書を提出して労働者派遣事業を行うことができる。

3（5） （略）

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
一〇八十（略）		
八十一 有料職業紹介事業若しくは一般労働者派遣事業の許可、港湾労働者派遣事業の許可又は建設業務有料職業紹介事業若しくは建設業務労働者就業機会確保事業の許可 （注）高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第四十二条第二項（業務等）の規定による届出が同条第三項の規定により職業安定法第三十条第一項（有料職業紹介事業の許可）の規定による許可とみなされる場合における当該届出は、有料の職業紹介事業の許可とみなす。		
(一)（略） 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第五条第一項（一般労働者派遣事業の許可）の一般労働者派遣事業の許可（更新の許可を除く。） (三)（六）（略）	（略） （略）	（略） （略）
八十二〇百六十（略）		

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

別表第一 （第三十条の七関係）

（略）	（略）
六十七 厚生労働省	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）による同法第五条第一項の許可、同法第十条第二項の更新又は同法第十一条第一項、第十六条第一項若しくは第十九条の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの
（略）	（略）

○ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）（抄）

（業務等）

第四十二条 （略）

25 （略）

6 前項の規定による一般労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第五条第五項、第七条、第八条第一項及び第三項、第九条、第十条、第十一条第三項及び第四項、第十三条第二項、第十四条第一項第三号、第二章第二節第二款、第三十条並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、シルバー人材センターを労働者派遣法第二条第六号に規定する一般派遣元事業主と、前項の規定による届出を労働者派遣法第五条第一項の規定による許可とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第五条第二項	前項の許可を受けようとする者	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十二条第五項の規定により届け出て一般労働者派遣事業を行うおうとする者
申請書	申請書	届出書
第五条第三項	申請書	届出書
第六条	前条第一項の許可を受けることができない	新たに一般労働者派遣事業の事業所を設けて当該一般労働

第六号第四号	一般労働者派遣事業の許可を取り消され、又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該取消し又は命令の日	者派遣事業を行つてはならない 一般労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該命令の日
第六号第五号	第十四条第一項の規定により一般労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合（同項第一号の規定により許可を取り消された場合 、当該法人 又は第二十一条第一項の規定により特定労働者派遣事業の廃止を命じられた者が法人である場合（当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において 取消し又は命令 当該法人の 一般労働者派遣事業の許可の取消し又は第二十一条第一項の規定による特定労働者派遣事業の廃止の命令 届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出 前号 届出又は第二十条の規定による特定労働者派遣事業の廃止の届出をした者が法人である 当該法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）	シルバー人材センターが第十四条第一項の規定により一般労働者派遣事業の廃止を命じられた場合（同項第一号の規定により廃止を命じられた場合 、当該シルバー人材センター において 命令 当該シルバー人材センターの 一般労働者派遣事業の廃止の命令 届出 シルバー人材センターが、前号 届出をした 当該シルバー人材センター（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）
第六号第六号		
第六号第七号		
第八号第二項	許可証の交付を受けた者は、当該許可証	第五条第二項の規定による届出書を提出した者は、当該届

第十四条第一項	、第五条第一項の許可を取り消すことができる	出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類
第二十六条第四項	第五条第一項の許可を受け、	第五条第二項
第五十九条第四号	第十四条第二項	第十四条
第六十一条第一号	第五条第二項（第十条第五項において準用する場合を含む。）に規定する申請書、第五条第三項（第十条第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類	第五条第二項に規定する届出書、同条第三項に規定する書類

○ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）（抄）

（労働者派遣法の規定の読替え適用等）

第四十四条 第十五条第二項に定めるもののほか、送出事業主が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関しては、労働者派遣法第二章第二節、第二十三条第三項及び第五項、第二十三条の二、第二十六条第一項、第三十条第二号、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の六、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものとし、労働者派遣法の他の規定の適用については、雇用管理責任者を労働者派遣法第三十六条に規定する派遣元責任者と、送出事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主と、受入事業主を労働者派遣法第三十条の二第一項に規定する派遣先とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第三項	第一項各号	第一項第一号又は第三号
第二十六条第二項	前項第四号に掲げる労働者派遣の期間（第四	建設労働者の雇用の改善等に関する法律（以下「建設労働

第二十六條第三項	十條の二第二項第三号及び第四号に掲げる業務に係る労働者派遣の期間を除く。）		法」という。）第四十三條第四号に掲げる建設業務労働者の就業機会確保の期間（第四十條の二第二項第三号及び第四号に掲げる業務に係る建設業務労働者の就業機会確保の期間を除く。）	
	前二項		前項及び建設労働法第四十三條	
	労働者派遣契約		同条に規定する建設業務労働者就業機会確保契約（以下「建設業務労働者就業機会確保契約」という。）	
	労働者派遣契約		建設業務労働者就業機会確保契約	
	第二十六條第四項から第七項まで、第二十七條から第二十九條の二まで、第三十條、第四十條の二第五項、第四十一條第一号ロ、第四十四條第二項及び第三項、第四十五條第六項並びに第四十九條第二項			
第二十六條第四項	、第一項	第五條第一項の許可を受け、又は第十六條第一項の規定により届出書を提出している旨	、建設労働法第四十三條	建設労働法第三十一條第一項の許可を受けている旨
第二十六條第五項	、第一項		、建設労働法第四十三條	
第三十條第三号	同条第一項		第四十條の二第一項	
第三十四條第一項第二号及び第三十九條	前二項		第一号	
第三十五條の三第一項	第二十六條第一項各号	その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務	建設労働法第四十三條各号	その雇用する日雇労働者（日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）

	のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）に従事させても日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き、その雇用する日雇労働者	
第三十六条	第六条第一号から第八号まで	建設労働法第三十二条第一号から第四号まで
第四十一条第一号イ	法律の規定	法律の規定並びに建設労働法（第六章（第四十四条を除く。）の規定に限る。）の規定
第四十四条第二項	適用する	適用し、建設労働法第三十六条第一項に規定する送出事業主を、建設労働法第四十三条第三号に規定する受入事業主の請負人とみなして、労働基準法第八十七条の規定及び当該規定に基づいて発する命令の規定を適用する
第四十八条第一項	労働者派遣法第二十六条第一項の施行	建設労働法第四十三条 又は建設労働法（第六章（第四十四条及び第四十五条を除く。）の規定に限る。）の施行
第四十九条の二第二項	、第四十条の五若しくは第四十条の六第一項	若しくは第四十条の五
	、第四十条の二第二項若しくは第四十条の六第一項	若しくは第四十条の二第二項
第四十九条の三第一項	この法律又はこれに基づく命令の規定	この法律（前章第四節の規定を除く。）若しくは建設労働法（第六章（第四十四条及び第四十五条を除く。）の規定に限る。）又はこれらに基づく命令の規定

第五十条及び第五十一条第一項	この法律	この法律（前章第四節の規定を除く。）又は建設労働法（第六章（第四十四条及び第四十五条を除く。）の規定に限る。）
----------------	------	---

○ 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 四 （略）

五 港湾労働者派遣事業 事業主が港湾運送の業務について行う特定労働者派遣事業（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。）第二条第五号に規定する特定労働者派遣事業をいう。）をいう。

（港湾労働者派遣事業の許可）

第十二条 （略）

2 前項の許可を受けようとする事業主は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 三 （略）

四 港湾ごとの派遣事業対象業務（労働者派遣（労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）により当該港湾労働者派遣事業の派遣労働者（同条第二号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）に従事させる港湾運送の業務をいう。以下同じ。）の種類

五・六 （略）

3 5 （略）

（労働者派遣法の特例）

第二十三条 港湾派遣元事業主が行う港湾労働者派遣事業に関しては、労働者派遣法第四条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。）、第二章第二節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、第二十六条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の六、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定は適用しないものと

し、労働者派遣法の他の規定の適用については港湾派遣元事業主を労働者派遣法第二十三条第一項に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる労働者派遣法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四条第三項	第一項各号	第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分を除く。）、第二号又は第三号
第二十五条	この法律	この法律（第四条第一項第一号（同号に規定する港湾運送の業務に係る部分に限る。）、前節、第二十三条第三項から第五項まで、第二十三条の二、次条第三項、第三十四条の二、第三十五条の三第二項、第三十五条の四、第四十条の六、第四十八条第二項及び第三項並びに第五十四条の規定（以下「業務の範囲等に関する規定」という。）を除く。）
第二十六条第一項第一号	業務の内容	港湾労働法第二条第二号に規定する港湾運送の業務の種類及び内容
第二十六条第四項	第五条第一項の許可を受け、又は第十六条第一項の規定により届出書を提出している旨	港湾労働法第十二条第一項の許可を受けている旨
第二十八条、第三十一条及び第五十五条から第五十七条まで	この法律	この法律（業務の範囲等に関する規定を除く。）
第三十五条の三第一項	その業務を迅速かつ的確に遂行するために専門的な知識、技術又は経験を必要とする業務のうち、労働者派遣により日雇労働者（日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。以下この項において同じ。）に従事させても等が日雇労働者の適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務として政令で定める業務について労働者派遣をする場合又は雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者の雇用の継続等	その雇用する日雇労働者（日々又は三十日以内の期間を定めて雇用する労働者をいう。）

		を図るために必要であると認められる場合その他の場合で政令で定める場合を除き。その雇用する日雇労働者	
第三十六条第三十六条第六号	第六条第一号から第四号まで当該派遣先	港湾労働法第十三条第一号から第四号まで当該派遣先及び港湾労働法第二十八条第三項に規定する港湾労働者雇用安定センター（第四十一条第五号において「港湾労働者雇用安定センター」という。）	
第四十一条第一号イ	この法律	この法律（業務の範囲等に関する規定を除く。）、港湾労働法（第四章（第二十三条を除く。）の規定に限る。）	
第四十一条第五号	当該派遣元事業主	当該派遣元事業主及び港湾労働者雇用安定センター	
第四十八条第一項	この法律（前章第四節の規定を除く。第四十九条の三第一項、第五十条及び第五十一条第一項において同じ。）	この法律（業務の範囲等に関する規定及び前章第四節の規定を除く。）又は港湾労働法（第四章（第二十三条を除く。）の規定に限る。）	
第四十九条第一項	（第二十三条第三項及び第二十三条の二の規定を除く。）	（業務の範囲等に関する規定を除く。）	
第四十九条の二第二項	、第四十条の五若しくは第四十条の六第一項	若しくは第四十条の五	
	、第四十条の二第二項若しくは第四十条の六第一項	若しくは第四十条の二第二項	
第四十九条の三第一項	この法律又はこれに基づく命令の規定	この法律（業務の範囲等に関する規定及び前章第四節の規定を除く。）若しくは港湾労働法（第四章（第二十三条を除く。）の規定に限る。）又はこれらに基づく命令の規定	
第五十条及び第五十一条第一項	この法律	この法律（業務の範囲等に関する規定及び前章第四節の規定を除く。）又は港湾労働法（第四章（第二十三条を除く。）の規定に限る。）	